第五部　経過規定及び最終規定

第二十八条　効力発生前の事実及び決定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　締約国の法令に従って行われる申請の場合には、申請を行うための所定の期間は、この協定の効力発生前に開始してはならない。

5　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

6　この協定の効力発生前に決定された申請については、関係者の要請がある場合には、この協定に従って再検討する。この条の規定に従って行われる見直しについては、当該見直し前に支給されることとされた給付の額を減額してはならない。

7　この協定は、一時金の支払又は保険料の還付により解決された権利については、適用しない。

第二十九条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十月二十二日にベルンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　小松一郎
スイス連邦のために
　Y・ロシヒ

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE SWISS CONFEDERATION
ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Swiss Confederation,

Being desirous of regulating the relationship between them in the area of social security,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement,

(a) The term "Switzerland" means the Swiss Confederation;

(b) The term "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards Switzerland, a Swiss citizen;

(c) The term "legislation" means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards Switzerland,
the laws and their regulations of Switzerland specified in paragraph 2 of Article 2;

(d) The term "competent authority" means,

as regards Japan,
any of the Governmental organizations competent for the Japanese systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards Switzerland,
the Federal Social Insurance Office;